

神石高原町地域公共交通網形成計画 概要版

計画策定にあたって

神石高原町においては、地域公共交通として路線バス（中国バス・ふれあいバス）、ふれあい号を運行しているほか、公共交通補完事業・福祉タクシー事業（路線バスやふれあい号を利用できない人に対してタクシーチケットを交付する事業）を行い、高校生の通学，高齢者の買い物・通院をはじめとする住民の皆さんの日常生活を支えています。

しかし、人口の減少，自家用車に依存する日常生活の定着などに伴い、地域公共交通の利用者は年々減少する一方で、地域公共交通サービスを維持するための町負担額は増加する傾向にあります。こうした状況の中、地域公共交通を維持するためには、交通事業者や行政だけでなく地域全体で協働し、今まで以上に効果的かつ効率的な地域公共交通体系を構築する必要があります。

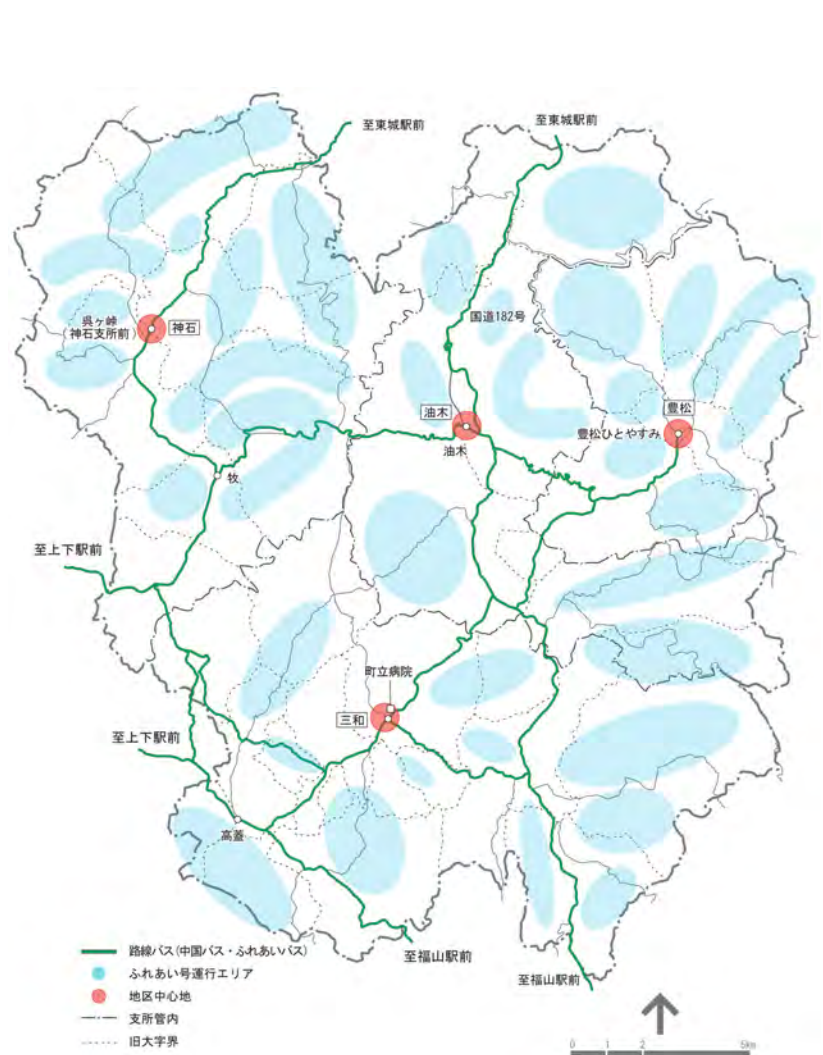
このため、本計画は改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第5条に規定する「地域公共交通網形成計画」として策定するもので、まちづくりと連携し、住みやすく、活力のある地域社会の実現に向けて、持続可能な地域公共交通網の維持・強化を目指すものです。

また、本計画は「神石高原町長期総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合に配慮して策定を行いました。

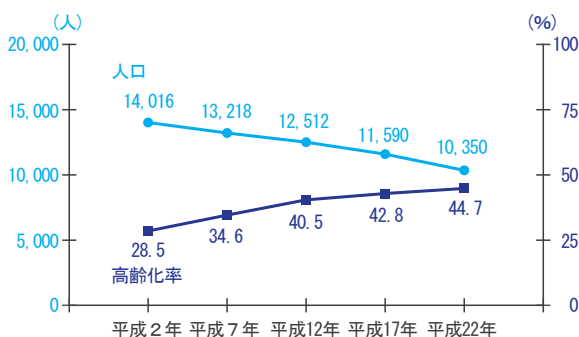
● 神石高原町の位置



● 神石高原町地域公共交通



● 神石高原町の人口・高齢化率



計画の概要

1 計画の対象区域・期間

- 本計画の対象区域は、神石高原町全域です。
- 計画の期間は、平成27～31年度の5年間で、計画の期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

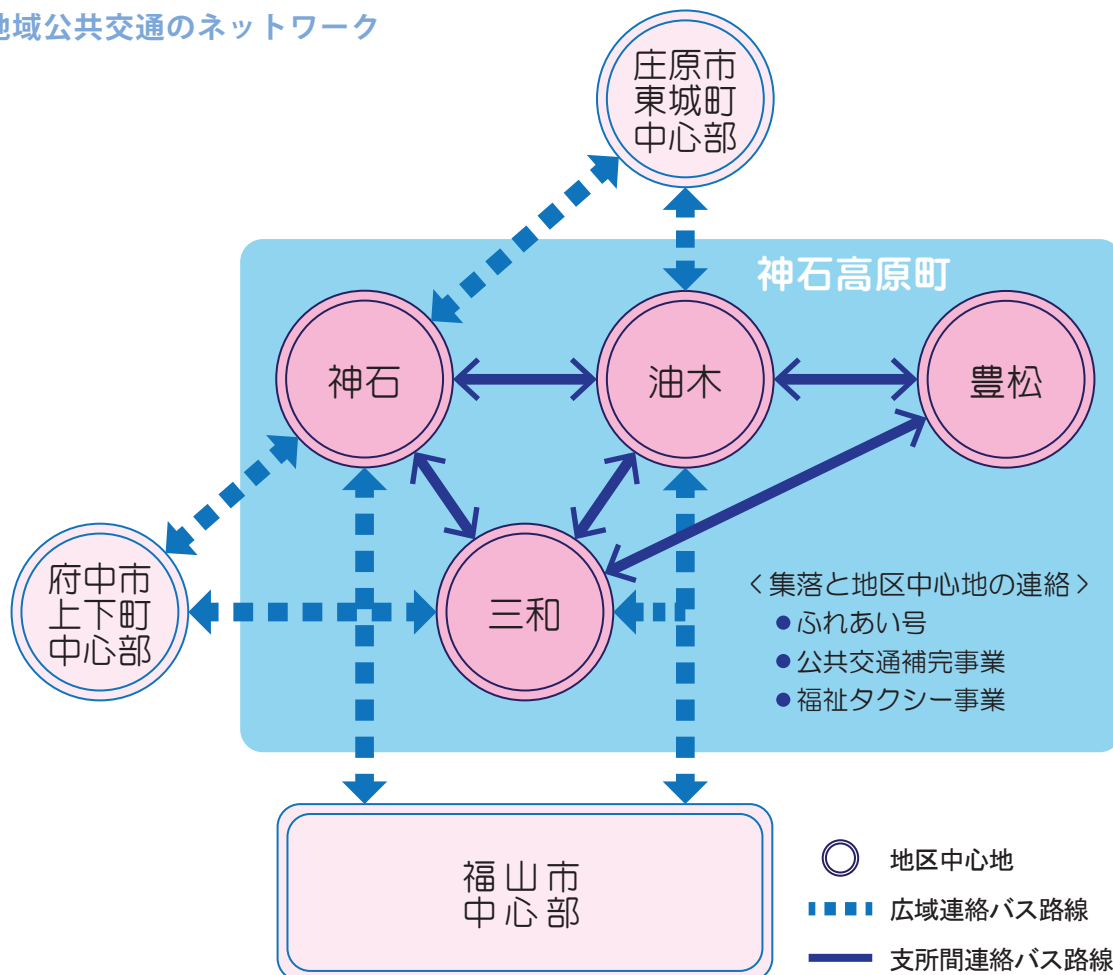
2 計画の基本的な方針

- 本町のまちづくりを支える地域公共交通網の確立
- 地域特性に応じた多様な交通サービスの提供
- 観光交流の推進に資する地域公共交通網の確立
- 協働型地域公共交通システムの確立
- 持続可能な地域公共交通の構築

3 地域公共交通のネットワーク

- 神石高原町の地域公共交通のネットワークは、路線バス（中国バス・ふれあいバス）が骨格となり、町外の中心部、町内の地区中心地を連絡します。
- ふれあい号は、各地区の中心部と集落を連絡します。
- 公共交通補完事業と福祉タクシー事業は、路線バス（中国バス・ふれあいバス）やふれあい号を利用できない人のタクシー利用を支援します。

● 地域公共交通のネットワーク



4 計画を具体化するための事業・実施主体

1 路線バス(中国バス)

- 路線バス（中国バス・ふれあいバス）は全ての運行系統を維持しますが、利用状況を踏まえて便数や運行時刻の見直しを行うとともに、老朽化している車両を更新します。
- 観光振興の観点から、路線バスによる観光交流施設へのアクセスの向上を図ります。

区分	事業概要	実施主体
中国バス	・ 運行系統の便数，運行時刻の見直し	中国バス，神石高原町
	・ 中国バス委託運行系統の車両の更新（4台）	神石高原町，府中市
	・ 道の駅さんわ182ステーションへのバス停設置	中国バス，神石高原町，道の駅さんわ182ステーション
	・ 光信寺の湯 ゆっくらへのバス利用促進（福山駅前～高蓋～呉ヶ峠の運行系統の変更）	中国バス，光信寺の湯ゆっくら
ふれあいバス	・ 油木～豊松ひとやすみの運行回数の見直し	神石高原町

● バス



● ふれあいバス



● 道の駅



2 ふれあい号

- ふれあい号は利用実態を踏まえて運行の見直しを行い，運行コースを26コースから20コースに変更します。ふれあい号の運行を廃止した地区は，公共交通補完事業の区域とします。
- ふれあい号のサービスの向上を図るために，送迎地区及び目的地での乗降場所の充実，乗り継ぎ負担の軽減を行います。
- 帰宅便は，利用実態を踏まえて2便から1便としますが，運行時刻の見直しを行います。

事業概要	実施主体
・ 運行基準に基づくコース別の見直し（利用状況に応じて，路線廃止または完全予約制への移行の検討）	神石高原町，関係団体
・ 送迎地区で，希望者には自宅近くまでの送迎，目的地における乗降場所の充実	神石高原町
・ 帰宅便を2便から1便に変更	神石高原町
・ 帰宅便の運行時刻の見直し	神石高原町
・ 乗り継ぎ券の発行による運賃負担の軽減（町内利用で乗り継ぐ場合，ふれあい号の運賃は無料）	神石高原町

● ふれあい号



3 公共交通補完事業・福祉タクシー事業

- 今までどおり，路線バス（中国バス・ふれあい号）やふれあい号を利用できない人のために事業を継続します。

4 地域公共交通の利用促進

- 地域公共交通に関する情報を周知し、利用を促進するために、次のような取り組みを行います。

事業概要	実施主体
・ 一般的な情報の周知 (時刻表の発行等)	神石高原町, 中国バス
・ 利用しやすい運賃の維持 (1乗車300円上限運賃)	神石高原町
・ 高校生のバス通学の促進 (県立油木高等学校との連絡会議の開催等)	神石高原町, 中国バス, 油木高等学校
・ 高齢者の地域公共交通の利用促進 (乗り方教室の開催等)	神石高原町, 関係団体
・ 高齢者の自動車運転免許の返納の促進 (返納者に対する地域公共交通の運賃負担の軽減の検討)	神石高原町, 交通事業者, 関係団体
・ 神石高原町PRラッピングバスの運行	神石高原町, 中国バス
・ バス利用客優待制度の実施 (バス利用者の買い物に対する割引等の検討)	観光交流施設, 神石高原商工会, 中国バス



5 計画の評価

- 本計画の評価は、神石高原町地域公共交通協議会が毎年、目標の達成状況や事業の進捗状況に対して行います。

区分	事業概要	H27	H28	H29	H30	H31
中国バス	・ 運行系統の便数, 運行時刻の見直し	●	●	●	●	●
	・ 中国バス委託運行系統の車両の更新 (4台)	●	●	●	●	●
	・ 道の駅さんわ182ステーションへのバス停設置	●	—	—	—	—
	・ 光信寺の湯 ゆっくりらへのバス利用促進	●	—	—	—	—
ふれあいバス	・ 油木～豊松ひとやすみの運行回数の見直し	●	●	●	●	●
ふれあい号	・ 運行基準に基づくコース別の見直し	●	●	●	●	●
	・ 送迎地区, 目的地での乗降場所の充実	—	—	—	—	●
	・ 帰宅便を2便から1便に変更	●	—	—	—	—
	・ 帰宅便の運行時刻の見直し	—	●	—	—	—
	・ 乗り継ぎ券の発行	●	●	●	●	●
公共交通補完事業・福祉タクシー事業の見直し		●	●	●	●	●
地域公共交通の利用促進	・ 一般的な情報の周知	●	●	●	●	●
	・ 利用しやすい運賃の維持	●	●	●	●	●
	・ 高校生のバス通学の促進	●	●	●	●	●
	・ 高齢者の地域公共交通の利用促進	●	●	●	●	●
	・ 高齢者の自動車運転免許の返納の促進	—	●	●	●	●
	・ 神石高原町PRラッピングバスの運行	—	●	●	●	●
	・ バス利用客優待制度の実施	—	●	●	●	●

<問い合わせ先>

神石高原町 総務課

電話 0847-89-3330

FAX 0847-85-3394